

社会福祉法人鳥取県共同募金会助成基準

1 助成の区分

社会福祉法人鳥取県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の助成は、広域的（全県的な）事業を支援する広域助成と、市町村ごとの区域で活動する事業を支援する地域助成、並びに歳末たすけあい助成に区分して行うものとする。

2 広域助成対象事業

広域助成対象事業は次のとおりとし、助成を受ける者が直接実施する事業の経費に充当することを原則とする。

(1) 県域民間福祉団体助成

社会福祉事業及び更生保護事業等を行う県域団体を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって賄われる事業と区別して、広域的で公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

① 助成対象要件

- ア 法人又はこれに準ずる組織並びに運営がなされていること。
- イ 福祉を目的とする事業の運営がなされていること。
- ウ 自己努力してもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。
- エ 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象の欠格要件

- ア 本会が行う資料提供等の求めに対し的確かつ適正に応じないもの。
- イ 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。
- ウ 経理状況がきわめて不良と認めるもの。

③ 優先的に助成の対象とする事業

- ア 先駆的・モデル的な事業
- イ 広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業
- ウ 助成要件を満たし、欠格要件にあたらない複数の団体の連合体又は連盟組織により、より高い効果をねらった事業

④ 助成の対象としない経費及び事業

- ア 交流会等の飲食経費
- イ 人件費
- ウ 第三者に委託又は助成する事業
- エ その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費及び事業

⑤ 同一事業を継続助成する場合の期間

同一事業に対する継続助成は3年を限度とする。
ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

⑥ 助成基準額

助成基準額は、1事業につき、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で30万円を上限とする。
ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 民間社会福祉施設助成A（複数の市町村に事業所を有する団体）

社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体のうち、複数の市町村に事業所を有する団体が、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対し助成を行う。

① 助成対象要件

助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象の欠格要件

ア 本会からの資料提供等の求めに対し的確かつ適正に応じないもの。

イ 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。

ウ 経理状況が極めて不良と認めるもの。

③ 助成対象事業

次に掲げる条件を満たす施設等整備事業を助成対象とする。

ア 行政又は他の助成団体等の補助及び助成を受けない事業であること。

イ 適正な整備計画等に基づいたものであること。

ウ 特別な事情がある場合を除き年度末までに完了する単年度事業であること。

エ 総事業費が助成限度額の概ね2倍以内であること。

④ 助成対象としない経費

ア 土地及び建物の購入経費。

イ 借入金の償還。

ウ 一般水準を超える整備にかかる経費。

エ 消耗品の購入経費。

オ 事務経費。

⑤ 助成基準額

1 法人、1 事業に限ることとし、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で、10万円以上とし、50万円を上限とする。

(3) テーマ助成

特定の福祉課題に取り組むため、取組みテーマを設定して助成を行う。

助成対象要件・経費・基準等は理事会の承認を得て、別に定める要領により実施することとする。

(4) 災害等見舞金

火災・自然災害等の罹災者に対する見舞金及びその他本会会長が必要と認める見舞金。

(5) 災害等準備金

災害救助法が適用された大規模災害のボランティア活動に対する支援を行う。

社会福祉法第118条の規定により、災害救助法第2条に規定する災害発生等で定める特別の事情がある場合に備えた準備金の積立と、法定積み上げ期限の過ぎた積立額の取崩し助成を行い、助成基準については別に定める。

(6) 共同募金運動推進費

県内での募金運動推進に要する、運動資材費、広報費、本会運営費、共同募金委員会交付事務費、中央共同募金会への分担金等の経費

3 地域助成対象事業

地域助成の対象とする事業、基準等の基本は次のとおりとし、共同募金委員会が行う助成対象事業、基準等については、各共同募金委員会が定める。

(1) 地域福祉活動団体助成

① 市町村社会福祉協議会事業助成

地域福祉活動計画等に基づき市町村社会福祉協議会が実施する地域福祉活動事業に対して助成を行う。

ア 助成対象事業

- (ア) 広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業
- (イ) 住民等に対し直接サービスを提供する事業
- (ウ) 小地域福祉活動を推進する事業
- (エ) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業
- (オ) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業
- (カ) 高齢者の生きがい増進事業
- (キ) 障がい者の社会参加、就労促進事業
- (ク) ボランティア活動の推進事業
- (ケ) 児童・生徒の社会活動の推進事業
- (コ) 区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業
- (サ) その他、本会会長が特に必要と認める事業

イ 助成の対象としない事業

- (ア) 団体の構成員のみを対象として実施する事業
- (イ) 公的資金ないし他の補助金により行われる事業
- (ウ) 営利を目的とする事業

ウ 助成の対象としない経費

- (ア) 施設設備、機器等の維持管理経費
- (イ) 事業に直接関係しない事務経費
- (ウ) その他本会が不相当と認める経費

② 公募による地域福祉活動事業助成

地域福祉活動計画等に基づき市町村社会福祉協議会以外の団体が実施する地域福祉活動事業に対して、助成を行う。

ア 助成対象事業

①のアの規定を準用する。

イ 助成の対象としない事業

①のイの規定を準用する。

ウ 助成の対象としない経費

①のウの規定を準用する。

エ 助成基準額

1 団体、1 事業に限ることとし、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で、30万円を上限とする。

(2) 民間社会福祉施設助成B（1市町村内のみに事業所を有する団体）

社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体のうち、1市町村内のみに事業所を有する団体が、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対し助成を行う。

① 助成対象要件

- ア 自己努力してもなお事業実施のための財源が確保が困難であること。
- イ 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象の欠格要件

2の(2)の②の規定を準用する。

③ 助成対象事業

2の(2)の③の規定を準用する。

④ 助成対象としない経費

2の(2)の④の規定を準用する。

⑤ 助成基準額

1法人、1事業に限ることとし、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で、50万円を上限とする。

(3) NPO・ボランティア団体福祉活動助成

地域福祉及び在宅福祉の推進の重要な担い手となる、NPO・ボランティア団体が行う先駆的・開拓的な非営利活動事業に対し助成を行う。

① 助成対象要件

福祉を目的とする事業（保健、医療、教育、まちづくり、環境などで社会福祉に関する活動を含む）の分野において活動中又は活動しようとする非営利の団体で、次の要件を満たすものとする。

- ア 特定の個人、団体、機関等に左右されない組織及び事業の運営がなされていること。
- イ 代表者の氏名及び事務局の所在地が明確であること。
- ウ 規約及び構成員名簿を整備していること。
- エ 適正な経理事務が行われていること。
- オ 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象事業

実施によって大きな効果が期待できると認める次の事業を対象とする。

- ア 対象者に対する直接的なサービス・支援を行う事業
- イ 事業の実施に直接必要な器材の購入整備
- ウ その他、共同募金委員会会長が特に必要と認める事業

③ 助成対象経費

当該事業に直接必要とする経費を助成の対象とする。ただし、次の経費は対象としない。

- ア 交流会等の飲食経費、人件費、その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。
- イ 介護保険法上又は障害者自立支援法上の各サービス実施のための経費。
- ウ 領収書をとることができない経費及び他の事業と共用の経費であり、領収書を分けることができない経費。

④ 継続助成事業の取り扱い

同一事業に対する継続助成を3年以上にわたって受けている場合は、該当する事業に対する助成は原則として行わない。ただし、特別な理由により共同募金委員会会長が認めた場合はこの限りではない。

⑤ 助成基準額

助成基準額は次のとおりとする。

ただし、特別な理由により共同募金委員会会長が認めた場合はこの限りではない。

ア 1 団体、1 事業に限ることとし、必要と認める事業費（助成対象経費）の 3 / 4 以内で 3 0 万円を上限とする。

(4) 「赤い羽根共同募金たすけあい号」整備助成

市町村社会福祉協議会が行う、在宅福祉サービス、ボランティア活動、調査・広報活動等を推進するための事業に活用する車両の整備に対し助成を行う。

① 助成対象事業

本基準の目的に沿う車両の購入整備事業。

② 助成対象としない経費

ア 当該車両の任意保険料。

イ 一般水準を超える装備等にかかる経費。

ウ その他不相当と認める経費。

③ 助成の表示

この助成により整備した車両の車体両側面に「共同募金助成」と明記し、別に定めるキャラクターまたはロゴマークのペイントをすること。

④ 助成基準額

車両購入経費の 3 / 4 以内で、7 0 万円を上限とする。

附 則

この基準は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。